

第156回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 開催日時

令和5年5月10日（水）

午後1時30分から午後3時50分まで

2 開催場所

千葉県森林会館5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬委員（部会長）、鎌田直人委員、橘隆一委員、原啓一郎委員

【職員】

佐藤森林課長、出口林地対策室長 他

4 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第4号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

事務局：林地開発許可申請が5件あったが、1件については事業者の計画再検討ということで取り下げられたことを報告する。

【主な意見】

○第1号案件[【変更】土石等の採掘（産業廃棄物（安定型）最終処分場及び発生土仮置場）について]

委員：防砂ネットは具体的にどのようなものを使われているのか。防砂ネットを設置した後に緑化をするということか。

事務局：防砂ネットは高さが約1.8メートルで覆土の外周に配置するような形で計画されている。覆土を堆積する前に防砂ネットを設置し、覆土を搬入している最中に砂が飛ばないようにする計画となっている。こちらの部分（図示）については、農業振興地域が含まれている。農業振興地域の一時転用の期間は最大で3年であり、この事業は3年で覆土の土砂を撤去することになるが、安全面や土砂の流出防止のために、通常の盛土と同じく転圧をしながら覆土を堆積していく。さらに、堆積が終わっても1年近くはそのままとってしまうので、法面を緑化した上で、平坦部については造成森林により森林復旧を図るという計画になっている。土砂が外に飛ばないように事業者がこのような計画を立てている。最終的には覆土が撤去されるので、平坦になり、植栽が終わった段階で、防砂ネットは撤去される計画となっている。

委員：航空写真を見ると、付近に民家があるように見える。断面図を見ると、覆土の高さが10mあり、それに対して防砂ネットの高さが1.8mとかなり低いように思う。周囲の民家と覆土があまりにも近く防砂ネットも低い、飛砂の防止は大丈夫なのか。

事務局：この点については、周囲の耕作をされている方と協議をした上で、耕作をしているときに、直接砂が飛んでこないように防砂ネットは1.8mの高さがほしいと話があったようである。また、法面整形をした後に、早い段階で植生シートによる緑化をすることで、防砂対策をすると事業者から回答があった。

委員：今回、無立木化している残置森林の補植ということで、このような植栽樹種を選んだ理由はなぜか。

事務局：この場所は水分保持力が弱いようで、そのような場所でも育つ樹種ということで、尾根の比較的土壌が薄いようなところでも育つウバメガシ、アカガシを選択したとのこと。シャリンバイ、マサキ、ネズミモチに関しては、高木に対して周囲を中低木にして混植し、高木が密集しないようにする計画となっている。

委員：造成森林の樹種について、搬入する土砂に関係すると思うが、計画には肥料木が含まれていない。問題ないのか。

事務局：現状、草本等は育っているので、土に問題があるというよりは、水の抜けやすさに問題があるということで、事業者が肥料木等が無くとも適した樹種を植えれば生育するという判断で、このような計画となっている。

事務局：県緑化技術指針では、基本として主要樹種2種以上と肥料木を組み合わせることとしているが、土壌条件が良い場所については肥料木を植栽しなく

ても構わないとしている。現地の土壌状況を確認しながら、事業者が樹種を判断していくこととなると思う。

○第2号案件[【変更】土石等の採掘（埋蔵文化財調査）について]

委員：調査が終わった後に森林に戻すという説明があったが、物流施設の建設計画が控えているということで、その計画までの間に森林になるということか。

事務局：はい。事業者としては埋蔵文化財調査が終了したら、そのまま物流施設の建設計画に移行したいという考えがあるようだが、計画が頓挫する可能性もあるので、今回の埋蔵文化財調査が終わった後については、森林に戻すという計画となっている。問題がなければ、事業者は、物流施設の建設という変更許可をするようになるかと思う。

委員：短い期間だけ森林に戻すということをせずに、そのまま物流倉庫の計画が進むことも考えられるということか。

事務局：はい。大規模な埋蔵文化財調査になり、それなりの時間もかかるので、事業者は、その間に都市計画法の手続き関係も調整されるのではないかと考えているようである。

事務局：大規模な開発行為については、最終的な開発行為の計画による事業者とのレイアウト協議を実施しており、埋蔵文化財調査によりいたずらに残置森林を伐採しないよう、できる限り残置森林を幅広く確保していただく。必要最小限の埋蔵文化財調査となるよう、できる限り残置森林を保全することを心がけている。

委員：今回の計画により追加された部分があると思うが、前回の計画に入れなかった事情があるのか。

委員：前回の許可申請の時点では、事業者が今回の拡大部分の土地所有者の同意取得が整っていなかったため、まずは、北側の部分の埋蔵文化財調査だけを申請された。その後、時間が経過して同意取得できたため、区域を拡大した埋蔵文化財調査の変更申請があった。

事務局：今回の拡大区域に加え、調節池の築堤に使用される材料である土砂はかなりの量になるかと思うが、こういったところから発生したものか。

委員：調節池A及びBについては、池底を造成しないと高さが確保できないこともあり、現場で土砂が発生することとなる。また、調節池Bの堤体の位置を変更することで、現場発生土のみで調節池Cの築堤もできることとなり、全体として土量のバランスが取れるような計画となっている。

○第3号案件[【変更】土石等の採掘（産業廃棄物最終処分場）について]

委員：造成緑地があるが、そこは盛土の法面になるのか。

事務局：造成緑地は切土の部分となり、勾配1：1.0と1：0.8で計画されており、緑化のみをする計画となっている。盛土部分については、全て緑化をした上で植栽し、造成森林とする計画となっている。

委員：覆土は種子吹付した上で造成森林となるのか。

事務局：はい。種子吹付と植栽を行う計画となっている。

- 委員：覆土が増え、残置森林が確保できないため区域を拡大しているということか。
- 事務局：覆土置場と現地盤の間がV字谷になっており、現状のままだと危険であることから、区域を外側に拡大し、尾根の高さを超えない範囲でV字谷を埋める計画となっている。
- 委員：市町村の意見として「区域拡大をしないよう要望する」とされており、今回の変更申請は、まさに区域拡大に該当すると思うが、市としてはどのように考えているか。
- 事務局：森林法による林地開発許可制度では、「災害の防止」「水害の防止」「環境の保全」「水の確保」の4つの要件について審査をしており、許可をしようとするときは、森林審議会及び市町村長の意見を聴かなければならないとされている。今回の変更申請は、区域の拡大となるので、市からは「拡大しないように」との意見があったが、本案件のこれまでの変更申請の場合においても、市としては、林地開発許可制度の4つの要件については問題がないとしつつも、市として本案件に反対であるという意見をいただいている。しかしながら、森林法による林地開発許可制度では、事業者から提出される申請書について、4つの要件に関する審査基準に適合していれば、許可相当であると回答している。市の意向はあるかと思うが、林地開発許可制度では同様な場合について、知事は許可しなければならないとされている。

○第4号案件[【変更】土石等の採掘（砂利採取）について]

- 委員：法面の勾配が45度で非常に急峻で、目的が「砂利採取」ではあるが、地質等、特に崩壊しやすいなど、そういった問題はないのか。
- 事務局：砂利採取については、砂利採取法の認可関係上、勾配45度で掘削していることが多く、実際には崩れたりしている現場もある。今回のこの場所については、もともと急勾配であり、土質を見ても非常に締まっていることと、この事業者が隣で実施している現場では、緑化がきちんとされており、拡大部分についてもきちんと緑化がされれば、勾配45度で問題ないと判断している。
- 事務局：県のHPに掲載されている「千葉県砂利採取計画の認可に係る審査基準」では、掘削後の切土法面について、「保安距離を確保した上で、崩落等による災害を防止するため、地形、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往ののり面の状態を勘案し、過去の災害履歴や技術的経験その他の現場における技術者の判断に基づき、総合的に判断し、現地に適合した安定なものであり、別表を標準とする安定勾配を保って、掘削するものであること」とある。また、別表には「掘削の安定こう配の標準」があり、垂直1mに対する水平距離が「堅くしまった砂利」であれば1.0mであり勾配45度、「堅く締まっていない砂利」は1.2mであり勾配約40度、その他の土であれば約35度等々と種類に応じて明記されている。砂利採取においては、事業者は砂利採取をすることを重視して事業者は採取計画をしており、森林部局からすれば、その後の緑化等による防災・環境面を重視しており、特に法面が崩落してしまうと4つの要件のうち「災害の防止」

に抵触するので、県商工労働部産業振興課へ審査基準の見直し等の申し入れをしている。砂利採取場は全体が一律の勾配45度でいいというわけではなく、現場ごとに地質等が違うわけなので、既往の法面を見て適切に緑化がされていなければ、勾配45度を40度にするよう指導するなど、林地開発許可ではそのように現場ごとの指導をしていく所存である。砂利採取法は「認可」であり産業の推進をしており、一方、森林法の林地開発は「許可」であり禁止事項の解除となっているため、産業推進と防災の観点で折り合いが取れていない状況となっている。今後とも森林部局では、砂利採取場が適切に緑化され、防災上安全な構造となることを目指して調整していく。

委員：植生シートだけではなく、植栽ができるのであれば低木などで樹林化するなども良い方法なのかと思った。

委員：過去の審議会でも、砂利採取場は大断面であり、崩れたりするのではないかなど意見が数多く出た。県による指導を引き続きよろしく願う。

事務局：はい。

委員：ここは「堅くしまった砂利」に該当するということであるが、植生シートによる緑化も十分できていると確認された上での判断ということでしょうか。

事務局：隣の現場において、植生が定着していることを確認している。

事務局：掘削する時点では「堅くしまった砂利」だが、法面が風化して崩壊したり、斜面の途中が中抜けして植生シートが宙に浮いている状態になってしまっている現場も多々あり、その関係で先ほど説明させていただいた関係部局と調整をしている。法面が100m以上の長大法面がある現場もあるので、一度崩壊してしまうと、斜面が急勾配であるため、再度、事業区域を拡大して斜面を切り直ししなければ復旧措置工事ができず、その前に、復旧措置工事をするための拡大区域の同意が取れるのか、という問題も生じる。本来であれば、斜面の下から登坂して管理・作業ができる勾配にしていれば良いのだが、勾配45度ではそれもできないので、ご指摘いただいた点は十分確認する必要がある。

委員：今回の拡大区域の進入路の雨水流出だが、赤道の方に流れていくような勾配になっているが、問題ないのか。

事務局：ここは赤道沿いに市管理の青道があり、そこに流れることについては市も了承している。